



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	'*Did Frank probably beat all his opponents?' の構造 (3) : 発話における話者の心的態度の一貫性について
Author(s)	葛西, 清蔵
Citation	北海道大學文學部紀要, 33(2), 43-73
Issue Date	1985-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33491
Type	departmental bulletin paper
File Information	33(2)_PL43-73.pdf



‘*Did Frank probably beat all his opponents?’ の構造

——発話における話者の心的態度の一貫性について——

(3)

葛 西 清 蔵

0. 筆者は葛西 (1981), (1984) においてつぎのことを示した。まず,

*Did Frank probably beat all his opponents?

この文が非文になるのは「命題」に対する「疑問」という「法表現」, probably という「法副詞」の二つのこととなる心的態度をあらわすものが一つの文の中にあるためではないか, という疑問をいただいた。そして一つの「命題」(dictum) に対する発話者の心的態度の表現つまり「法表現」(modus) を, いゆる「法助動詞」, 「法形容詞」, 「法副詞」, 「仮定法」, 「命令法」などことなる「法表現」が一つの文の中で共起できるかどうかで検討した結果, 同一の「命題」についてことなる「法表現」がおこることはないことから, 「発話においては話者の心的態度は一貫していなくてはいけない」と結論した。話者の態度が一貫しなければ発話そのものがなりたつはずはないのでこれはむしろ当然の結果である。

とくに (1984) では心的態度をあらわす「法表現」にはさまざまな面で段階があることを示唆した。そして最後に等位接続された構造にはきびしい制限があることが知られているが, これも話者の心的態度の一貫性が必要であるということの一例であるとのべた。

本稿は (1981), (1984) のつづきをなすものであり, Ross (1967) で提案され, そのごさまざまなかたちで再編成, 整理されてきているいくつかの個別

的な「制約」,「条件」も結局はこの「話者の心的態度の一貫性」という観点から整理できるものであることを主張しようとするものである。(なお、場面に依存する「発話」とそこから切りはなされた「文」とはもともと別のものであるが、本稿の主張に直接影響ないので以下とくに区別しないで使うことにする)。

1. では Ross (1967) のあげた「制約」,「条件」, Chomsky (1973) の「条件」を概略する。2. ではこれらの「制約」,「条件」を統一しようとする試みのうち、統語的な方法として Culicover (1976)、意味的な方法として Shir (1977) を概観する。3. ではこれらの「制約」,「条件」のいずれも「心的態度の一貫性」という点から説明しうることのべる。4. では中島 (1984) の統語的な移動規則に対する制約、意味的な中右 (1981)、(1983) の「既定」という概念もおなじく「心的態度の一貫性」の一部として考えうることを示す。5. では James (1972) の「感嘆詞」の意味という観点から上の主張が支持されることをのべる。6. はまとめである。

1.1 Ross (1967) はおよそつぎの a. のような例によりそれぞれ b. に示したような「制約」,「条件」を提案した。

1. a. *[_{NP} who] do you believe [_{NP} the claim [_s that Bill saw ____]]?
 b. Complex Noun Phrase Constraint (複合名詞句制約)
 No element may be extracted from a sentence dominated by a noun phrase with a lexical head noun.
2. a. *[_{NP}what] was John eating [_{NP} [beans] and ____]?
 b. Coordinate Structure Constraint (等位構造制約)
 No constituent in a coordinate structure may be moved, nor may any element in a conjunct be moved.
3. a. *[_{NP} what] [_{NP}[_s that John will eat ____]] is likely?
 b. Sentential Subject Constraint (文主語の制約)
 No element may be extracted from the sentential subject of a sentence.
4. a. *[_{NP} whose] did you like [_{NP} ____ [_N book]]?

*Did Frank probably beat all his opponents?' の構造

b. Left Branch Condition (左枝条件)

No noun phrase on the left branch of another noun phrase may be extracted from that noun phrase.

これらの「制約」, 「条件」はいくつかの反例があるにせよ, 全体としては非常に説明力があるもので, のちの研究に大きな影響力をもつことになった。

1.2 そのご Chomsky (1973) は Ross の「制約」, 「条件」にオーバーラップするようなかたちでつぎのような「条件」を「代案」として提案した。

5. a. I believe the dog is hungry.

b. *The dog is believed is hungry (by me).

c. Tensed-S Condition (時制文の条件)

No rule can involve X, Y in the structure X... [_{α} ...Y]..., where α is a tensed S.

6. a. The men each expected [_s the soldier to shoot the other]

b. *The men expected the soldier to shoot each other.

7. a. The men saw the picture of each other.

b. *The men saw John's picture of each other.

c. Specified Subject Condition (特定主語の条件)

No rule can involve X, Y in the structure...X [_{α} ...Z...-WYV...] ..., where Z is the specified (i. e., nonpronominal) subject of WYV and α is a cyclic node (NP or S)

ところがこれには 8. b のような反例がある。

8. a. You told me that Bill saw who.

b. Who did you tell me that Bill saw ____ ?

ここで Chomsky は Bresnan (1972) の COMP の概念とともに, 8. b は 9. a~d によって派生すると考える。

9. a. COMP you told me [_s COMP Bill saw who] →

b. COMP you told me [_s who Bill saw ____] →

- c. Who you told me Bill saw _____. →
- d. Who did you tell me Bill saw ____?

つまり当該の要素をあとの COMP の位置にいちど移動し、それからさらに文頭の COMP の位置に移動するという方法をとる。これを 10 のようにまとめる。

10. Subjacency Condition (下接の条件)

Transformational rules are constrained to apply only within the domain of one cyclic node or the domain of two successive (i. e., adjacent) cyclic nodes.

これらは純粋に統語的な規制であり、かんたんに言えば一つの構成素構造からはその一部の要素を移動するのは一定の制限があるということを示しており、各文の要素の機能がその文中における位置につよく依存する言語である英語の制限としては納得できるものと言えるだろう。また Ross の「複合名詞句制約」は Chomsky の「下接の条件」の一つの場合と考えることもできるようにそれぞれにはなんらかのかたちで一般性はつかまれているように考えられる。しかしこれらはお互に個別の規制として提出されているものであり、Ross の「島」のほかはこれらの規制の間になんらかの共通性を見ることはできない。少なくともそれらに対する共通な動機づけなどは示唆されていない。その後、これらの「制約」、「条件」を統一的にみる試みがいくつかなされてきたが¹⁾、ここではその代表的なものとして Culicover, Shir をとりあげてみたい。

2.1 上に見た「制約」、「条件」を統一的に扱う試みとして Culicover は 1. a, b の二つの定義を与え、c の原則をたてる。

1. Binary Principle (二項の原理)

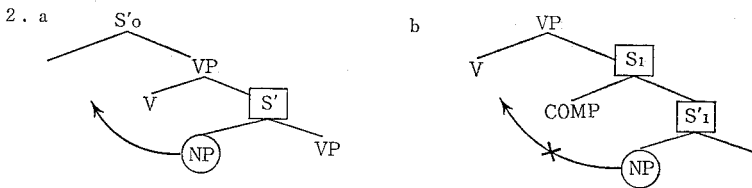
- a. S, S' and NP are cyclic nodes.
- b. Given two nodes, A and B, in a phrase marker, A is the master of B if and only if there is at most one cyclic node

“*Did Frank probably beat all his opponents?” の構造

that dominates B and does not dominate A.

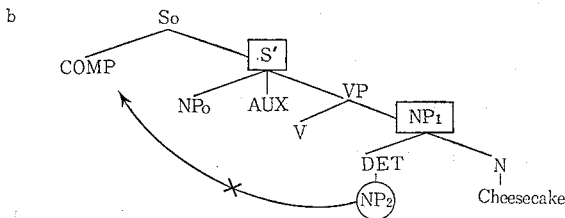
- c. Given a phrase marker with constituents of type A and B and a transformation T that involves A and B, T may not apply to this phrase marker unless one of these two constituents is the master of the other, or they are both masters of the other.

この一例を図示すれば 2. b のようになる。a では NP が移動できるが b では NP は途中に S_1 , S'_1 があり NP は移動できない。

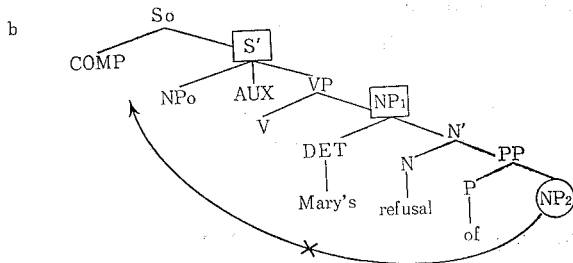


これをすでにあげた「制約」, 「条件」にあてはめ図示してみる。

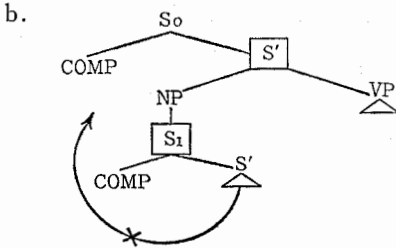
3. a. *Whose did Mary eat ϕ cheesecake?



4. a. *What did John discuss Mary's refusal of ϕ ?



5. a. *What did s[that Mary said ϕ] bother you?



これは master という概念を導入することにより、まったく統語的な方法で統一をこころみたものである。一般的に言えば一つの構造からその一要素を「遠くまで移動する」ことができないということは「下接の条件」と基本的には同類のものである。もっともここでは左方移動だけあつかわれていることはそれ自体問題となろう。いずれにせよ master の動機づけがはっきりしない。

2.2 つぎに「制約」、「条件」を意味の面から統一的な説明をこころみた Shir の場合をみてよう。Shir はその基本となる意味上の概念「意味上の優位性」(semantic dominance) をつぎのように定義する。

6. Semantic Dominance (意味上の優位性)

A clause or phrase is semantically dominant if it is not presupposed and does not have contextual reference.

そしてつぎのような「条件」を提案する。

7. The Dominance Condition on Extraction (「抜き出し」に関する優位性の条件)

Extraction can occur only out of clauses or phrases which can be considered dominant in some context.

この「優位性」をきめるには lie test, tag question などによる統語的な方法があるが(ここではこれ以上ふれず)「制約」、「条件」がどうあつかうるかみることにする。

まず「特定主語の条件」については8のような例をあげ、このうち

8. a. *Who did John see Picasso's drawing of?

“Did Frank probably beat all his opponents?” の構造

- b. *Who did John see a drawing by Picasso of?
- c. *Who did John see a drawing that Picasso has of?

この「条件」で規制できるのは a だけでありこの「条件」は不充分とする。
しかもこの「特定主語の条件」は 9. b, 10. b からわかるとおり、

- 9. a. Who did you *give* John a picture of?
- b. ??Who did you *hand* John a picture of?
- 10. a. Who did you *see* a picture of?
- b. *Who did you *glimpse* a picture of?

動詞が「意味的に単純」(semantically simple) か「複合的」(complex) であるかにもかかわるものであると指摘する。そして「複合的」なときのみ非文になることから、この種の動詞の方が「優位」になり、「優位」でない部分からの「抜き出し」(extraction) はできなくなる。また意味的に単純で「抜きだし」が許される場合には、その「主動詞」(main verb) give, see と目的語の間には「本来的な」(intrinsic) 関係があることも指摘する。

「複合名詞句制約」についてはすでに反例があることは知られているが、Shir は 11, 12 などの例から

- 11. a. She *claimed* that John would certainly marry her, but it is not at all certain.
- b. ? She *made the claim* that John would certainly marry her, but it is not at all certain.
- c. *She *discussed the claim* that John would certainly marry her, but it is not at all certain.
- 12. a. She *made the claim* that the president was crazy.
- b. She *put forth the idea* that the country was messed up.
- c. She *had the feeling* that he wasn't liked.

動詞が「創造動詞」(creation verb) で make the claim=claim となり、これは discuss the claim より意味的により単純である。逆に言うところ「言いか

え」(paraphrase) のできない意味的により複合的な部分が「優位」となり、また「前提」となるから 11. c のようにそれに反する表現をつづけることはできないのである。

つぎは「文主語の制約」である。

13. Bill said: "It's likely that Sheila knew all along."

- a. , which is a lie — it isn't.
- b. , which is a lie — she didn't.

13 では it's likely, Sheila knew all along とともに「優位」になることはできることを示しているが、

14. Bill said: "That Sheila knew all along is likely."

- a. , which is a lie — it isn't.
- b. *, which is a lie — she didn't.

ここでは主語になっている節 Sheila knew all along は「優位」ではなく(したがって抜き出しはできない) is likely の部分が「優位」であることははっきりしている。やはり「文主語の制約」は「優位」でない部分からの「抜き出し」はできない、と言いなおせるものである。

最後に「等位構造制約」をみてみよう。

14. Bill said: "The nurse polished her trombone and the plumber computed my tax."

- It's a lie —
- a. *she didn't.
 - b. *he didn't.
 - c. they didn't.

15. Otto: Tom and Susan hate their kids.

- Francine: That's a lie —
- a. *she doesn't.
 - b. *he doesn't.
 - c. they don't.

14, 15 の等位接続されている部分の一方だけを否定できないことから等位接続されたものは一方がもう一方より「優位」であることはできない、した

がって一方のみを抜き出すことはできない、と証明したことになる。

「文」は前提になっている意味的に従属的な部分と意味的に「優位」な部分とからなり、「優位」な部分のみ「主張」に値する。つまり「主張」されない部分からその一部を「話題化」すること、あるいは、その部分について疑問を発することは意味をなさない。すなわち、「抜き出し」は従属的なときの主文（これを Shir は bridge という）を越すときのみ可能になる、というのもそのあらわれである。これは話者の立場から「制約」、「条件」をとらえなおしたもので統語的な裏づけもあり、ストレス²⁾も考慮に入れられた言語直感にも合うと考えてよいものである。しかし意味的に「複合的」なものがなぜ「優位」になるのかについてはのべられていない。

3. 以上概括的ではあるがいろいろと「制約」、「条件」についてみてきたのは、語順の固定を特徴とする英語において、その要素の移動には英語固有の制限があるはずであり、その制限は英語の、性質を明らかにしてくれるにちがいない³⁾、そのためにはどのような制限があり、どう扱われてきたか知っておく必要があるからである。

提案されたいくつかの「制約」、「条件」は統語的に、あるいは意味的にそれなりにあつかわれているが、これらの「制約」、「条件」はつぎにみるように別の視点からより適切な説明の一部としてとらえるものであるにもかかわらず、その視点からあつかわれていないというまさにその点において不十分なものであると思われる。結論をさきどりして言えば、これらの制限についての事実「発話における話者の心的態度の一貫性」という視点からとらえるものであり、「制約」、「条件」はその一部にすぎないと思われる。以下これを論ずる。

3.1 「法副詞」、「法形容詞」、「法助動詞」、「音調」、「語順の変更」がなんらかの意味で話者の心的態度を示すことはすでに (1981), (1984) でのべた。またこの態度が「命題」全体に対しておこる場合もあればその「命題」の一部にだけおよぶ場合もあることもみた。それは概略つぎのようである。

1. a. He *may* smoke a pipe.
- b. *It is possible* that he smokes a pipe.

- c. *Possibly* he smokes a pipe. — Greenbaum
- 2. *John ate *with his mother* and *with good appetite*.
— Schachter
- 3. a. No, my *poor* little girl! — Jespersen
b. Helen reminded me that Jack, *damned him*, might be late again. — Banfield
- 4. a. John hit Mary.
b. John hit his wife.
c. Mary's husband hit her.
d. *Then, Mary_i's husband_j hit his_j wife_i. — Kuno (1976)

同義だとされる 1. a-c の文は he smokes a pipe という「命題」におなじ「法表現」、心的態度の表現が示されたものである。2. が非文なのは二つの句 with his mother と with good appetite がおなじ視点からとらえられたものではない（つまり視点・態度に一貫性がない）からである。3. では「(感情)表現要素」(expressive element)⁴⁾ damned him, また形容詞の「評価語」(evaluative word)⁴⁾、「感情的」(emotional)⁵⁾ な使用は、それぞれ little girl, Jack に対する話者の心的態度ちあらわすものである。dear old, beloved, embarrassing, (Kuno 1976), astonishingly, surprisingly (Quirk et al.) などあげられる。4. では「出来ごと」(event) にかかわるものに対する話者の態度 (attitude) と定義される「感情移入」(empathy) がどこにあるか示すもので a では John か Mary に, b では John, c では Mary にあるが, d では移入の焦点が Mary's husband では Mary に, his wife では John にあり一つの文に異った焦点があるため非文となっている。

以上で話者の心的態度は「命題」ばかりではなく、「命題」をつくる要素にもあらわれうるものであることを確認しておく。

葛西 (1981) では「命題」全体にかかるものにかぎって、一つの発話の中ではことなる「法表現」があってはならないこと——心的態度が一貫してはいけなくはないことをのべた。

- 5. *Will get off my foot. — Culicover

6. **Evidently* John *probably* left. — Jackendoff
7. *Did Frank *probably* beat all his opponents? — Jackendoff
8. **Certainly*, get out of here. — Corum
9. *So fast Tom *probably* ran that he got to Texas in ten minutes. — Jackendoff
10. **Who* into the house dashed? — Emonds
11. a. *Certainly* John likes bourbon.
 b. **Certainly* John likes bourbon. — Katz-Postal
12. a. *He *may will* come. — Palmer
 cf. b. *I should can use two modals in a row if they are verbs.
 — Jackendoff.

5. では「法助動詞」と「命令法」、6. はことなる二つの「法副詞」、7. では「疑問」⁶⁾と「法副詞」8. では「法副詞」と「命令法」(「文副詞」は情報をもとめることとは意味的にあわない⁷⁾とか、「ほとんどの態度をあらわす付加語は命令法とは共起できない」⁸⁾とはこの種の文についてのべたものである。)9. は「前置」と「法副詞」、(「語順転換は語順転換しない形にはなかったなんらかの意味的要素を導入することになり、この要素は文副詞のよみとは合わないだろう」⁹⁾はこの非文の理由をのべていると同時に「前置」はたしかに「法表現」になりうることを示している。)10. は「疑問」と「前置」、11b は「法副詞」と上昇「音調」、12 はことなる二つの「法助動詞」(「法助動詞」は共起しない¹⁰⁾)というように一つの「命題」についてことなる心的態度をあらわす「法表現」がおこっており、それが原因になっているからにはかならない。

「文」はすべて「命題」と心的態度をあらわす「法表現」からなるとみることができ以上、Ross, Chomsky によって提案され、さまざまのかたちで論じられてきた「制約」「条件」もいまみたような枠ぐみの中でとらえなおすことができると考える。つぎにこの観点から個々の「制約」,「条件」をみていくことにする。

3. 2. 1 まず「等位構造制約」について。筆者は葛西 (1984) において、話

者の態度の一貫性が必要なことを示す例としてつぎの文をあげた。

13. a. The scene of the movie and of the play was in Chicago.
b. *The scene of the movie and that I wrote was in Chicago.
14. a. *John ate with his mother and with good appetite.
b. *John probably and unwillingly wants to lead.
c. *What are you doing and shut the door. — Schachter

これらの例により Schachter は等位接続できる要素はおなじ統語範疇に属し、おなじ意味機能をもつものでなくてははいけないという「等位要素制約」(Coördinate Constituent Constraint) を提案した。Kuno (1974) も「統語形式と意味範疇が似たものでなくてははいけない」という規定をしている。

15. *John and a hammer broke the window. — Fillmore
16. a. *He's clever and waiting.
b. He's ready and waiting. — Bolinger

また 15. では「行為者」格と「道具」格と格のちがうものが、16. a では意味が「永続的」なものと「一時的」なものの接続が非文をつくっている。

これはつまり

17. 等位接続されるものはおなじ視点からとらえられたものでなくてはならない¹¹⁾。

ということをあらわしているにほかならず、これは話者の態度が一貫してなくてはならないという重要な一証拠となる。しかるに「等位構造制約」にかかる例

18. [_{NP} what] was John eating [_{NP} beans] and ____]?

においては beans and what という視点のちがうものが接続され、(しかも一方が「前置」される) というように接続される要素に対する話者の心的態度は全くことなるものになっている。この態度の一貫性のなさこそこの文を非文にしている。したがって「等位構造制約」は話者の心的態度の一貫性を

要求する「制約」と見るべきものである。

3.2.2 つぎに「文主語制約」についてみてみよう。

18. a. I find that the chair is uncomfortable.
b. I find the chair to be uncomfortable.
c. I find the chair uncomfortable. — Borkin

18. の各文で、a はなんらかの証拠によってその椅子が心地わるいものであることがたしかめられ、それが客観的なことがらとして表現されたものであり、一方 c は全くの主観的な表現である (b はその中間) ことはよく指摘されることである¹²⁾。つまり the chair be uncomfortable という「命題」に対する話者たる「私」の判断の仕方、心的態度のちがいを a, b, c のちがいで表わしたものと考えることができる。なんらかの証拠にもとづく客観的な判断ほどその一部を移動したり態度を変更することはむずかしく、主観的なものほどそれを変更しうる可能性がのこされる。すなわちこれらの文のうち「命題」に対してとった心的態度のうちでも that 節で表わされたものほど、あらためてそれに対する態度変更はむずかしく、不定詞 (あるいはこれのない) 表現された場合は要素の「前置」などによるあらたな態度を表わすことは可能になる、と予想できる。19. でみるようにこれは事実にあう。これが「時制文の条件」であろう。

19. a. *Mary, I believe that ____ is insane.
a'. Mary, I believe ____ (to be) insane. — Borkin.
b. *... the man (whom) I believe that ____ is honest
b'. ... the man (whom) I believe ____ to be honest

しかしこれは that 節一般について大ざっぱにのべたものであり、主語位置にかぎってのべたものではない。「文主語制約」はいまみた that 節の一般的な性質に加えて、その主語位置のもつ特異性に帰されるべきものである。

英語の代表的な文は「二重判断」の表現であるといわれているが、これをつくる「主辞も賓辞もそれ自体一つの判断からなるものであって、主辞判断

によって或るものが承認され、賓辞判断によって或るものが主辞対象について承認または拒否される」(下線引用者)と中島(文雄)はいう。また安井は「言語を伝達機能という面から考える場合、その最も基本的な形は一般に、「何かについて」「何かを述べる」ということになると思われる。この場合、「何かについて」というのは、ある対象、つまり、現実世界におけるもの(抽象物なども含めて)をいわばまるごと承認することを意味する」(下線引用者)とおなじ主旨のことをのべている。ここから明らかなように主語位置に来るものはそれとしてすでに「判断」を与えられ「まるごと承認」されたものであって、その部分についての話者の一つの態度はすでにここで決定されてしまっているはずのものである。これを「既知」とよぼうが「前提」といおうが大して重要ではない。重要なことはこの位置にあるものはすでに「承認」されたものとして明確に心的態度がきまっているということである。したがってこの一度はっきり心的態度が決定されたものにさらに(「抜き出し」など「前置」によって)あらたな態度表現をくわえるということは態度の一貫性を欠くことになるので「文主語」から要素を移動することはありえない。

3.2.3 「複合名詞句制約」もまた上に見た場合の一例にすぎない。

- 20. a. I believed *the claim* that Otto was wearing the hat.
b. I believed that Otto was wearing the hat.
- 21. a. I regret *the fact* that John is ill.
b. I regret that John is ill.

20. b, 21. b は that 節になっているが that 節をとっていること自体すでに一つのはめこまれた「命題」に対する話者の態度の表現であることは上でみた。ここで注目しなくてはならないのは *the claim*, *the fact* ははめこまれた「命題」に対する話者の態度を一層明確に表わしたものであるということである。つまり that 節の内容が *the claim*, *the fact* と同格だということとは that 節の内容に話者はそれが *claim* である, *fact* であるというはっきりした判断を与えたということにほかならない。これはとりもなおさず *the claim*, *the fact* はいわばはめこまれた「命題」に対する話者の心的態度の

「示標」となっているということである。that 節に the claim, the fact をつけることによりそれだけいっそうはっきり態度が示されたということになる。時制をもった that 節から要素を抜き出すこと（によってあらたな態度を表わすこと）ができないことはすでにみたが、the claim, the fact をくわえることによって一層明確な態度を表わされた the claim that 節, the fact that 節から要素の抜き出し（あらたな態度を表明しようとする）が不可能なのは当然である。

3.2.4 のこるのは「左枝条件」と「特定主語の制約」である。いわゆる「特定主語制約」が不充分であることは Shir の例でみた。結論的にはこの二つの制限は基本的に一つのことを言っていると考えられる。句であれ節であれ、話者の態度が一たび表明されたとき、それにさらにあらたな態度を表明することはありえないが、つぎの例ではそれが句であるということになる。

22. a. *Whose are you reading ____ book?
b. *Who did John see Picasso's picture of ____?
c. *Pictures John is looking at beautiful ____.

whose book も beautiful pictures もそれで一つの判断の対象となり、態度が表わされているわけで、その中から一部 whose だけ、beautiful または pictures だけを移動することはすでに態度表明がなされたものにあらたな別の態度を表わすことになり非文となる。a picture of who の場合は、前の動詞が「本質的な」関係がある「意味的に単純」なときには非文とならないことはすでに Shir の例でみた。そのような動詞でも Picasso's picture of who となると非文となるのは、この句の一部に who という「疑問」の態度を示しておりながら一方では Picasso's picture と特定するという明確な態を表明している（固有名詞は「前景」(fore ground = the center of attention) になりやすい (Wallace)) ので一つの句の中にはっきりことなる態度の表現があることになるからだと思われる。（*a the book がありえないのもまさにそんな理由によるものであろう。）

Kuno ふりに言えば a picture of who には focus が一つだが、Picasso's

picture of who にはことなる二つの focus がある、ということになる。句であれ節であれ一度心的態度が示された部分にあらたな態度をつけ加えることはありえない。

のこる問題は「心的態度の明確さ」である。つぎにこれについてのべる。

3.2.5 いままでそれとしてふれなかったが、ここで心的態度の表現には明確なものからそうではないものまで段階があるという事実についてややくわしくふれておこう。

23. (=18) a. I find that the chair is uncomfortable.
 b. I find the chair to be uncomfortable.
 c. I find the chair uncomfortable.
24. (=19) a. *Mary, I believe that ____ is insane.
 b. Mary, I believe ____ (to be) insane.

23 の各文のうめこまれた「命題」に対する話者の心的態度のちがいが、意味のちがいがあり、これが 24 のように「抜き出し」という移動現象にふかいかかわりをもつことはすでにふれた。明確な態度表現とみられる that 節からは「抜き出し」はできないが、それほどでない場合にはその一部を移動して「話題化」するなどあらたな態度を示せるのである。

この態度の明確さについては Moulton (1973) からかなりはっきりした段階があるを予測することができる。Moulton は「はめこみ文」のつぎのような点に注目してその性質にちがいのあることをのべている。

つまり文には 10 の「特性」(feature)がありそれは 25 のようなものである。

25. 1 Intonation: $\pm$ Interrogative
 2 Type: $\pm$ Question
 3 Tense: $\pm$ Past
 4 Aspect 1: $\pm$ Perfect
 5 Aspect 2: $\pm$ Progressive
 Negation: $\pm$ Negative
 Emphasis: $\pm$ Emphatic

Voice: ±Passive

Focus: ??

Mode: ??

興味あることはこれらの「特性」のうち1から5までは「階層的に配列されて」(hierachically arranged) おり、1 (Intonation) があるということは自動的に2, 3, 4, 5の「特性」をもつことを意味する。そして「文」の種類をつぎのように分類する。

26. a. S_0 : すべての文「特性」をもつ文
Mary laughs.
- b. S_1 : Intonation をもたない文
... that Mary laughs.
- c. S_2 : Intonation, Type をもたない文
(... girl) who laughs.
- d. S_3 : Intonation, Type, Tense をもたない文
for Mary to laugh, Mary's laughing
- e. S_4 : Intonation, Type, Tense, Aspect 1 をもたない文
(hear) Mary laugh
- f. S_5 : Intonation, Type, Tense, Aspect 1, Aspect 2 をもたない文
(He made) Mary laugh

S_1 から S_5 と階層が下るほどその「文」は独立性をなくし、明確な態度もなくし、主文の要素としてしっかりくみこまれることになってしまう。

明確な態度を示す that 節でさえ正確に言うとは実はその明確さには差がある。that 節の中にも it で受けれるもの、so で受けれるものの別があることはよく知られている。it は心的態度が非常に明確なもの (it=the fact と見たりするものもその典型的なあらわれであろう)、so はかならずしもそうでない場合ということがができる。that 節から「抜き出し」ができるとすればこのような後者の場合にかぎられるはずである。that 節の前に the claim, the fact などがある場合 (目的語の働きをするときはその前の動詞ともかかわるが)、これらの名詞は話者はその that 節の「命題」をどんな心的態度でとらえて

いるか、つまりそれを fact であるとか claim であるといういっそう明確な態度を示す「示標」と見ることができることはすでにみた。動詞句の「代用形」do that は do it と do so の、また that が it, so のちょうど中間的な「ふるまい」をするという事実¹³⁾は that 節の中にも態度の明確さに差があること (that 節が意味によって it でも so でも受けれるという性質) を充分にあらわしてくれるいちじるしい事実である。

この態度の明確さの段階性はつぎの例でもわかる。

$$27. \text{ Who did Tom show you } \left\{ \begin{array}{ll} a & a \\ b? & \text{the} \\ c?? & \text{that} \\ d* & \text{Mary's} \end{array} \right\} \text{ picture of } ____ ?$$

— Soames-Perlmutter.

ここでも that 節の場合とおなじように a, the, that, Mary's は話者の態度の明確さの「示標」になっておりそれが特定するなど明確なものほど非文をつくっている。これを「限定性」がつよいとか、「存在が前提になっている」というかという表現はここでは問題ではない。

最後にもう一つの場合をみよう。

$$28. \text{ Fred } \left\{ \begin{array}{ll} a & \text{told me} \\ b?? & \text{exclaimed} \\ c* & \text{snarled} \end{array} \right\} \text{ that Bess will certainly marry him, but}$$

it is not at all certain. — Shir

これらの文のうちで「優位」なのは「意味的により複合的」なものであることは but 以下で否定することができないところからも明白であるが, snarl が speak cynically (C.O.D) と定義されているように cynically に話者の話すときの様態が明確に示されているものから、そうでない tell までの段階があり、それが示されたものであることははっきりしている。

以上みてきたところから表明される話者の態度には明確なものからそうでないものまでいくつかの段階があり、またその表わされ方にもさまざまあることがわかる。表わされた態度が明確であればあるだけそれに対する(「抜き

出し」によるなど) あらたな態度の表明は不可能であり、明確でないときほどあらたな態度を表明することは可能になるのは当然であろう。

4. まえの章では Ross をはじめとする「制約」, 「条件」は、話者の心的態度に大きくかわるものであって、「前置」など「抜き出し」に対する制限は、一度態度が表出された部分にあらたな異なる態度を表わすことはできないという点からみられるべきものであるとのべた。この章では「心的態度の一貫性」の必要がすでにみた「制約」, 「条件」にかぎらずそれら以外の場合にも守られていなければならないものであることを示そうとするものである。

5.1 葛西 (1984) では「発話に異った心的態度を表わす表現があってはならない」ということは言語にはどのみち守られなければならないはずであるとして、つぎのような日本語の例をあげておいた。

1. a. * 出ていけでしょう。
- b. * たしかに ジョン は多分でかけたのです。
- c. * フランクは多分敵を全部やっつけたのですか？
- d. *? 今まで一度として私は金をかりたことはないらしい。
- e. * もし彼は来るのですか？

これらはいずれも日本語として非文だといえるが、aは「(あなたは) 出ていく」という「命題」に対して「命令法」、その「命題」の蓋然性をあらわす「推量」の「法表現」の二つのことなる心的態度の表現がある。bでは「ジョンはでかけた」に対して蓋然性をあらわす二つの「法副詞」たしかにと多分の衝突、cでは「フランクは敵を全部やっつけた」に「疑問」と蓋然性の「法副詞」、dでは「私は今まで金をかりたことはない」に一度としてという強い確信の一方でらしいという「推量」、eでは「彼は来る」に「假定法」のもしと「疑問」というように一つの「命題」にことなる態度表現があるのが非文の理由であるにほかならない。これらの理由は3.1でみた英語の例文が非文になるのとおなじものである。ここでさらにいくつかの例をあげ

て主張をたしかめたい。

2. a. *なんておもしろい本をかして下さい。
 b. *なんておもしろい本なのですか？
 c. *ここになんておもしろい本があります。
 d. *もしも なんておもしろい本なのでしょう。
3. a. *この本をよみなさいですか？
 b. *もしもこの本はおもしろいのですか？
 c. *この本はよみなさいです。
4. a. *もしもこの本をよみなさい。
 b. *もしもこの本はおもしろいです。

これらの文はすべて一つの「命題」に二つのことなる「法表現」があり、話者の心的態度が一貫しないから非文になっている。下線の一方をとり去ると正しい文になるところからも一つの態度表現がなされた上に5らにちがった態度表現がつけ加えられたために非文になったと考えられる。

5. a. *Lend me the book which how interesting ____ is!
 b. *Is this the book which how interesting ____ is?
 c. *The book which how interesting ____ is is here.
6. a. *Is this the book which read ____ ?
 b. *Lend me the book which read ____ .
 c. *How interesting the book which read ____ is!
7. a. *Read the book which do you have ____ .
 b. *Is this the book which do you have ____ ?
 c. *How interesting the book which do you have ____ is!

5, 6, 7 の文はすでに話者の態度が表わされたものである「感嘆文」, 「命令文」, 「疑問文」からさらに the book を抜き出してもう一つの態度表現をつけたものですべて非文である。これで一そうはっきり「制約」, 「条件」を見なおした視点は正当なものであるとあらためて確認されたことになる。

さて中右 (1981), (1983) はつぎのようにのべている。

8. ……ある事柄の知識（概念、命題）が発話の時点に先立って、あらかじめ確立した話題として、話し手の意識の中にあるとき、その知識は既定的である。

「既定」の概念をこのように定義し、この「既定」を含む that 節はつぎのような性質をもっているという。（関係ある点だけあげる。）

9. a. that 節は、その命題内容が既定的なときにかぎり話題化できる。
b. it は既定的命題に代わる定代名詞なのに対し、so は非既定的命題に代わる不定代名詞である。
c. 「主節現象」は既定的な従節のなかに生ずることができる。

これは中右のあげる例、われわれがすでに見てきたところからも一応認めることができる。しかし「既定」、「非既定」が截然と分けることができる性質のものであると考えてるとすればそれは事実と反することをまず指摘しておこう。

また中右 (1983) はつぎのように言う。

10. ……とりわけ注意すべきは、「抜き出し現象」の場合である。この現象もまた非既定領域にしか生じない、ということが観察され、この現象を作り出す要因は移動操作なので、真に適切な一般化はどのような移動操作も既定領域のなかからその構成要素を抜き出すことはできない、というものであろう。……（下線引用者）

本稿を含め (1981), (1984) で主張してきたのはまさにこの「真に適切な一般化」とその視点である。ところがいまもしこれを中右の定義する「既定」をその中心概念にすえたとすれば、それは正確だとは言えない。すでに 5, 6, 7 の例でもみたように「感嘆文」、「命令文」、「疑問文」からも「抜き出し」はできないことは明白である。ところで「感嘆文」、「命令文」、「疑問文」は「既定」であろうか？「既定」だから、抜き出しができないのだろうか。そ

うとは思われない。「感嘆文」「命令文」「疑問文」が「確立した話題として話し手の意識のなかにある」とは言えまい。しいて言えば、「命題」に対して感嘆、命令、疑問という心的態度を表明した、ということである。「既定」というのはある「命題」に対して話し手が「確立した話題として」判断した、つまり「既定」とみる、という一つの明確な態度を表明した、ということを示すにすぎないだろう。「既定」とするのも一つの心的態度にすぎない。だからこそすでに態度の決定された「既定」の部分からさらに「抜き出し」によってあらたな態度表現をつけ加えることができないのは当然なのである。「既定」という概念は「話者の心的態度が表明された」という表現でおきかえられるべきものである。

4.2 2.1で統語的な立場からの「制約」「条件」のあつかいをみたが、この統語的な立場から「英語の移動現象」を詳細にあつかったのは中島(1984)である。ここでは「規則非両立現象」(RI: rule incompatibility)として移動規則の両立関係があらゆる場合についてつぎのように論じられている。

11. A 別個の構成要素に適用

- i 左方移動+左方移動
- ii 右方移動+右方移動
- iii 左方移動+右方移動
- iv 右方移動+左方移動

B 同一の構成素に適用

- i 左方移動+左方移動
- ii 右方移動+右方移動
- iii 左方移動+右方移動
- iv 右方移動+左方移動

そして左方移動の例として12をあげる。

12. a. 疑問詞移動

b. 話題化

“Did Frank probably beat all his opponents?” の構造

- c. Tough 移動
- d. 分裂化
- e. 関係詞化

さらに左方移動+左方移動としてつぎの 13-17 の例をあげている。(便宜上使われた移動の種類を示しておく。)

- 13. a. John told me who Mary gave the iguana to ____ (疑)
b. *Who did John tell you who Mary gave ____ to ____ ?
(疑+疑)
- 14. a. About the secret, John believes that Mary talked to Sue ____ . (話)
b. *Who, about the secret, does John believe that Mary talked to ____ ____ ? (疑+話)
b'. *About the secret, who does John believe that Mary talked to ____ ____ ? (話+疑)
- 15. a. The table is easy to put the vase on ____ . (Tough)
b. *What is the table easy to put ____ on ____ ?
(Tough+疑)
- 16. a. It was the professor of physics that John sent his paper to ____ . (分)
b. *What was it the professor of physics that John sent ____ to ____ ? (疑+分)
- 17. a. The friend to whom John wrote ____ about the accident is now in London. (関)
b. *What is the friend to whom John wrote ____ about ____ now in London ? (関+疑)

筆者はすでに要素の「前置」は、それが「話題化」、「分裂化」などどんな移動であれ、その「命題」に対するなんらかの心的態度の表現であるとしてとらえ、18 のような例によってそれが他の「法表現」と両立出来ないことを示した。

- 18. a. ?*Dave quietly may leave the room. — Jackendoff

- b. **Never* Bill *apparently* has seen anything to compare with that. — Jackendoff
- c. *It's *likely* that *seldom* did he drive that car.
— Hooper and Thompson
- d. **Into the house who* dashed? — Emonds
- e. **Into the house the chairs* the boys shoved.
— Emonds

a. では quietly の「前置」と「法助動詞」、b. では「前置」と「法副詞」、c. では that 節の中で「前置」しておりそれに「法形容詞」、d. は「前置」と「疑問」、e. は二つの「前置」(double dislocation: Bolinger) が非文をつくっている¹⁴⁾。この e のタイプの現象こそ中島がとりあげたものである。しかしこの「移動の非両立性」の現象は a-d の例でみるように二つの移動規則にかぎられるものではなく心的態度をあらわす他の「法表現」のもつより一般的な制限、つまり一貫性の必要の一部としてとらえられるべきものであることは明白であろう。

5. 4 では、中右の「既知」は心的態度の一つと見られること、中島の「非両立」も異なる二つの心的態度の表現が一つの発話にあってはいけないことを統語的なごく限られた一面から示したものであることを見た。この章ではもう一つの具体的な例によって発話は、心的態度の表現を一種だけでもつものであることを示そうとする。

D. James (1972) は「感嘆詞」にも意味のちがいがあるとしてつぎのような例をあげている。

- 1. a. The FBI arrested ... uh ... Bill Jones.
- b. The FBI arrested Bill Jones.
- c. The FBI arrested ... oh ... Bill Jones.

a. ではきき手がこれをきいておこるのではないかと思って「ためらっている」こと、b. では思いだそうとしている、あるいはききてを「はらはらさせる」し、c. では「入念なせんたく」、「決心しようとしている」ことを表わし

ているというのである。これらのことを根拠に「感嘆詞」とそれらが用いられる脈略のさまざまな面とには体系的な関連があると考えられる。とりわけここには「話者の感じ方と態度」(the feelings and attitudes of the speaker)がかかわっているとする。

2. a. Ah, you're leaving tomorrow!
- b. Ah, that Kissinger is a vegetarian is reported by Newsweek.
- c. Ah, everyone in this room believes the report that John is susceptible to bribery!
- d. Ah, John bought his car from the man who says that Kissinger is a vegetarian.
- e. Ah, the sun's shining and there's not much wind.

そして a. のように「感嘆詞」が文頭にある時には基本的にはその「感嘆詞」の意味は全文におよぶ、つまり全文に「感嘆」の態度がおよぶのであるが、b. のような「文主語」の場合には「文主語」の内容が話者、きき手にすでに知られているものであって、「感嘆詞」の意味はこの部分にはかからず is reported by Newsweek にかかるとする。また c. の文では John is susceptible to bribery という report の存在が「前提」(presuppose) されており、「感嘆詞」の意味は the reporter 以降にはおよばないという。なおじく d. では「感嘆」は関係節の中にはおよばない。最後の e. の場合、等位接続された要素のどちらか一方だけに「感嘆詞」の意味がおよぶことはないという。

これらの事はきわめて興味ぶかいことを示している。すなわち、これらはすべてわれわれが問題にしている「文主語」、「等位構造」、「複合名詞」にかかわっている。そしてこれらの文で「感嘆詞」の意味がおよぶところが直接これらにかかる「制約」、「条件」に関係があることである。「感嘆詞」の意味がおよぶことができるのは、文全体、「文主語」以外の部分、「複合名詞句」以外の部分であり、これはまさしくまだ態度が表明されていないところにあたる。これは当然のことである。一度心的態度を明確に表明した部分にあた

かもはじめてのごとくあらたに「感嘆」することはありえない。(How beautiful **the/a* dancer Mary is! の非文な方はこれが理由であろう。)[「等位構造」で接続された要素の一方だけに「感嘆詞」の意味がおよぶことはないということは接続された両方の要素はおなじ視点から見られた要素——おなじ態度でみられた要素でなければならないことを示したものである。

「感嘆」は最も端的な心的態度表現の一つである。ここでもまた発話の中で話者の態度が一貫してはいけなことが示されたと思う。

6. おわりに以上のべたことを整理し、まとめしよう。

1. では Ross (1967), Chomsky (1973) のいくつかの「制約」, 「条件」あらましをのべ, 2. ではこれらの「制約」, 「条件」の統一的な説明の例として統語的な立場の Culicover の「二項の原則」, 意味的な立場の Shir の「意味上の優位」の考え方を概観した。

3. ではまず葛西 (1981) にもとづいて発話の中では心的態度の表現いわゆる「法表現」が一貫してなくてはならないことをのべた。以下その視点から「制約」, 「条件」を見なおした。「等位構造制約」では等位接続されるものは同一の視点から見られた要素でなくてはならないことをのべ, その要素の一方を「抜き出す」のはこの視点を欠くもので態度に一貫性がないことになる, というのがこの「制約」であるとした。つぎに「文主語制約」の場合は, 「主語」の位置とはそもそもまるごとそれとして認められたものが位置するところであり, そこにはすでに話者の判断, 態度が表明されたものが来るのであって, そのおなじ部分にあらためてなんらかのかたちで態度を表現するのはありえないこと, これがこの「制約」であるとした。「複合名詞句制約」では that 節の前の名詞, claim, fact などほまさしく that 節の含む「命題」を話者がどうとらえているかを示すいわば補文内容に対する話者の態度の「示標」のようなものであること, それほど明確な態度が示された部分にあらためてなんらかの方法で別の態度を表明することは不自然であり, ありえないことだと説明した。「左枝条件」, 「特定主語の条件」についても一たび心的態度を決定した部分から, さらにその一部を「抜き出す」という

ことは同一の要素にあらたな態度を表明することになるので非文になるとのべた。

また重要なことだが、話者の心的態度は明確か明確でないかという截然と二つに区別できる性質のものではなくていくつかの段階があること、最終的に態度の明確さはその文全体の中できまることも指摘した。そしてすでに明確な態度の表明をした部分ほど固定的でそこから要素を「抜き出す」ことは困難であろうし、態度も明確でなく変更しうる場合は「抜き出し」によるあらたな態度を表わすこともありうることを示唆した。

4. では、まずこの種の問題はすべて「命題」に対する心的態度の表現、「法表現」という視点、しかもこの態度はつねに一貫していなければいけないということを確認した。そのあと「既定」という意味的な概念を中心に that 補文をとらえ、「既定」の補文から「抜き出し」はできないとした中右について、「既定」は「明確な態度を表明した」でとりかえるべき態度の問題であることを論じた。要素の移動は両立しないという統語的な面から論じた中島の「非両立性」も実は「前置」も心的態度の一つの表われと見る見方の一部であるにすぎないことを示した。

5. では最も単純で明確な心的態度の表現である「感嘆詞」のもつ意味がどこまでおよぶかについてのべた James の「島」の中の要素にはそれはおよばないとする結果もまたわれわれの主張を支持するものであることをのべた。一度ははっきり心的態度が表明された部分にあらためてあたかもはじめてのごとく感嘆することはありえないからである。

発話において話者の心的態度が一貫していなくてはいけないことはまぎれもない事実と思われる。これがなければ「会話」はおろか発話そのものが成立しない。したがって意味、統語、音韻にかかわる制約、条件はこの一貫性とふかくかかわっているはずである。

「意味する」とは広くは「意図をもつこと」、「伝えようとする事」であり、「意味」は「意図」、「意図されたもの」、「その（意図の）表現されたもの」(S. O. D.) であるならば、そこには話者の態度がそのまま表われてくるはずである。「抜き出し」の背後にある諸原則は統語的には定義できないと信ず

る」(Shir) とか「統語現象は決して統語的原理によってだけ統率されているのではなくて、根源的には意味論的な原理によって統率されている」(中右) というのはそのとうりであろうが、これは心的な態度の一貫性が守られた発話においてはじめて言えるわけである。

われわれは「命題」(又はこれをつくる要素) に対して「法表現」により心的態度を表明することができる。その態度が明確で否定しがたい時はもはやそこにあらたな態度を表明することはできない。一つの構造でもその内容に明確な判断・態度が表明されていない場合、そこから「抜き出し」などによるあらたな態度表明は可能となる。要素の移動にかかる「制約」, 「条件」は話者の心的態度の問題の一部として考えるものである。われわれの見方からすれば、「島」は、たとえば全体として明確な心的態度が表明されてる部分のことであり、NP, S がなぜ「統卒範疇」になるかにはまだ解答はない¹⁵⁾ が、NP と S が「循環節点」(cyclic node) であるというのもこれらが「不透明」な範囲として「絶対的な障壁」になるのも NP, S が認識上典型的に心的態度表明の対象となる部分であるからだ, といえる¹⁶⁾。要素の移動にさまざまな制限がありそれらが微妙な心的態度の表現と関係するのはやはり英語が語順にふかく依存する言語だからであろう。

最後に、この「心的態度の一貫性」とは今までみてきたような「法表現」によるもろもろの現象のみならず、「時制」, 「指示代名詞」, 「副詞」など話者の立場にかかわる表現にもみられるはずである。またこの「心的態度の一貫性」が(意識的にせよ無意識にせよ) くずれた場合、それはどんなことを意味し、どんな表現効果をもつのか、ということも又別のレベルで興味ある問題であるがこれは別の機会にあつかいたい。

— 註 —

- 1) いろいろあるがたとえば Newmeyer は Ross に対する「8つの最も重要な代案」として Chomsky (1973), Grosu (1972) "The strategic Nature of Island Constraints". Ohio State University Working Papers in Linguistics 13, Kuno (1973) "Constraints on internal clauses and sentential subjects." *L. I.* 4, G. Horn (1977) *The Noun Phrase Constraint*. Indiana University Linguistics

- Club., Cattel (1976) “Constraints on movement rules” *Lg.* 52, Culicover (1976), Shir (1977), Bresnan (1976) “Evidence for a Theory of Unbounded Transformations.” *L. A.* 2 をあげている。
- 2) たとえば think でもストレスがあるとないではちがう。
 (i) who did you think that Bill would hit?
 (ii) *who did you think that Bill would hit?
- 3) Shir は「制約」, 「条件」の多くがオランダ語ではあてはまらないとのべている。
 4) Banfield.
 5) Jespersen, p. 91.
 6) 相手に対する要求を表わす点では「命令法」と見ることもできる。
 7) Jackendoff, p. 85.
 8) Quirk et al. p. 517.
 9) Jackendoff, p. 86.
 10) Jackendoff, p. 100.
 11) Tesnière, p. 326, ... Mais il est indispensable que les deux nœuds soient de même nature. C'est ainsi que, de même qu'il est impossible d'additionner une poire et une pomme, on ne saurait joncter un actant et un circonstant, ni un nœud verbal et un nœud substantival. ... Deux nœuds ne pouvant être jonctés qu'à la condition d'être de même nature, et par conséquent d'appartenir au même étage structural, le nœud de jonction devra forcément être horizontal.
 12) Gee, Borkin ではくわしく論じられている。
 13) 石川; 安井, 中村, p. 193.
 14) Bolinger は “double dislocation” が非文になる例としてつぎのような二つの「前置」の文をあげている。
 (i) a. I gave this book to Mary.
 b. *This book, Mary, I gave to.
 c. *Mary, this book, I gave to.
 (ii) a. I will buy this book with the money.
 b. *This is the book that I have no money to buy with.
 c. *This is the money that I have books to buy with.
 (iii) a. It is expected that John will give this book to Mary.
 b. *This book, it is expected that to Mary, John will give.
 15) Williams, E. (1984) Review of N. Chomsky's *Lectures on government and binding* and *Some concepts and consequences of the theory of government and binding*. *Lg.* 60-2.
 16) Horn. ... Many of the island constraints on movement rules identified by Chomsky and Ross are probably best (i.e. most explanatorily) viewed as language specific grammaticalization of perceptually based processing strategies.
 Chomsky (1977) ... Each of these conditions may be thought of as a limi-

tation on the scope of the processes of mental computation ...

参 考 文 献

- Banfield, A. (1973) "Narrative style and the grammar of direct and indirect speech" *LI* 8.
- Bolinger, D. (1971) "The nominal in the progressive" *LI* 2.
- (1978) "Asking more than one thing at a time" *Questions* (ed.) Hiz, H. D. Reidel Publishing Company.
- Borkin, A. (1973) "'To be' and 'not to be'" *CLS* 9.
- (1975) *Raising to Object Position* Papers in Linguistics. Michigan.
- Bresnan, J. (1972) *Theory of Complementation in English Syntax* Unpublished Doctoral Dissertation MIT.
- Chomsky, N. (1973) "Conditions on transformations" *A Festschrift for Morris Halle* (eds.) Anderson, S. and Kiparsky, P. Holt, Rinehart and Winston.
- (1977) "On wh-movement" *Formal Syntax* (eds.) Culicover et al. Academic Press.
- Corum, C. (1974) "Adverbs... long and tangled roots" *CLS* 10.
- Culicover, P. (1976) *Syntax* Academic Press.
- Emonds, J. (1969) *Root and Structure Preserving Transformation* Indiana University Linguistics Club Publication.
- Fillmore, C. (1968) "The case for case" *Universals in Linguistic Theory* (eds.) Bach, E. et al. Holt, Rinehart and Winston.
- Gee, J. P. (1975) *Preception, Intentionality, and Naked Infinitives*. Unpublished Doctoral Dissertation.
- Greenbaum, S. (1969) *Studies in English Adverb Usage*. Longman.
- Horn, L. R. (1978) "Remarks on Neg-raising" *Syntax and Semantics* 9 (ed.) Cole, P. Academic Press.
- 石川祐子 (1984) 「動詞句の代用形について」『北海道英語英文学』XXIX. 日本英文学会北海道支部.
- Jackendoff, R. (1972) *Semantic Interpretation in Generative Grammar*. MIT.
- James, D. (1972) "Some aspects of the syntax and semantics of interjections" *CLS* 8.
- Jespersen, O. (1971) *Modern English Grammar* VII. George Allen.
- (1976) *Essentials of English Grammar*. George Allen.
- 葛西清蔵 (1981) 「*Did Frank probably beat all his opponents? の構造」『北海道大学文学部紀要』, 30-1.
- (1984) 「*Did Frank probably beat all his opponents? の構造」(2)『北海道大学文学部紀要』, 32-2.
- Katz, J. and Postal, P. (1964) *Integrated Theory of Linguistic Description*. MIT.
- Kuno, S. (1973) "Constraints on internal clauses and sentential subjects" *LI* 4

- Kuno, S. (1974) "Lexical and contextual meaning" *LI* 5.
- (1975) "Three perspectives in the functional approach to syntax" *Functionalism* (eds.) Grossman et al. Chicago Linguistic Society.
- (1976) "Subject, theme, and speaker's empathy" *Subject and Topic* (ed.). C. N. Li. Academic Press.
- Moulton, W. G. (1973) "Sentence features in embedded sentences" *You take the high node and I'll take the low node* (eds.) C. Corum et al. Chicago Linguistic Society.
- 中島平三 (1984) 『英語の移動現象研究』, 研究社出版.
- 中島文雄 (1961) 『英文法の体系』, 研究社.
- 中右 実 (1981) 「変形と意味の原理」『英語青年』, 127-7.
- (1983) 「文の構造と機能」, 英文法体系 5 『意味論』, 安井ほか, 研究社.
- Newmeyer, F. J. (1980) *Linguistic Theory in America*. Academic Press
- Quirk et al. (1972) *A Grammar of Contemporary English*. Longman.
- Ross, J. R. (1967) *Constraints on Variables in Syntax*. Indiana University Linguistics Club Publication.
- Schachter, P. (1977) "Constraints on coördination" *Lg* 53.
- Shir, N. E. (1977) *On the Nature of Island Constraints* Indiana University Linguistics Club Publication.
- Tesnière, L. (1976) *Éléments de Syntaxe Structurale* Éditions Klincksick.
- Wallace, S. (1982) "Figure and ground: the interrelationships of linguistic categories" *Tense-Aspect: Between Semantics & Pragmatics* (ed.) Hopper, P. J. John Benjamin Publishing Company.
- 安井 稔 (1974) 「主語とは何か」『英語学の世界』大修館.
- , 中村順良 (1984) 『代用表現』研究社.